

“キャッシュレス決済”と法律

今回はキャッシュレス決済と法律がテーマです。2016年度に改正が予定されている割賦販売法の改正内容、電子マネーやプリペイドカードを規制する資金決済法の概略などを中心に解説します。

キャッシュレス決済の多様化と法律の関係

近年、キャッシュレス決済の多様化により、法制度と実際の決済サービスの兼ね合いが難しくなってきました。例えば、1つの決済サービスが複数の決済手段に対応するケースが増えており、同じ決済サービスでも決済種別によって対象となる法律が異なります。国際カードがその典型例で、1つの決済システム上でクレジット、デビット、プリペイドの3つの異なる決済手段が提供されます。

利用者からみてキャッシュレス決済の方式が何か分かりにくい状態も指摘されます。例えば、最近増加している通信事業者による国際プリペイドカード(au WALLET、ソフトバンクカード)は、カードを手にした利用者が券面のVisaまたはMasterCardのマークをみて「クレジットカード」と勘違いすることもあるようです。

このような状況では、決済サービスと規制法を短絡的に結び付けて考えないことが重要です。例えば国際カード＝クレジットカード＝割賦販売法、という解釈は適切ではありません。適用される法律は、国際プリペイドは資金決済に関する法律(以下、資金決済法)、国際デビットは銀行法です。国際カード決済のトラブルでは、まず決済がクレジット、デビット、プリペイド

のどの方式かを明確にすることが求められます。

割賦販売法とその改正内容

現在の割賦販売法は2008年に改正され、個別契約ごとに与信を行うショッピングクレジットとクレジットカードがその規制対象となっています。しかし、クレジットカード取引の大半を占めるマンスリークリアはその対象ではありません。

割賦販売法では、クレジットカードイシューアによる過剰な与信を抑制するために、支払可能見込額(年収－年間請求予定額－法律で定められた生活維持費)の調査と個人信用情報の登録などが義務づけられています。リボ・分割払いの極度額は、法定限度額(支払可能見込額×0.9)を超えて設定することができません。

また、トラブルに巻き込まれた場合に、消費者がイシューアに対し支払いの停止を求めること(抗弁権の接続)が認められています。

2014年8月に消費者委員会から経済産業省に対し建議がなされ、これまで対象外とされていたマンスリークリア方式を規制対象とすること、新たに決済代行業者を規制すること、などの検討が求められました。

それを受け、経済産業省が割賦販売小委員会(以下、小委員会)を開催し検討を行いました。2015年7月には同小委員会による報告書が提出され、2016年度に想定される割賦販売法の改正に関して次のような指針が示されています。

* ウェブ版「国民生活」2015年12月号 特集「割賦販売法改正に向けての課題と今後の展望」
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201512_01.pdf

す* (図1)。

- マンスリークリアを規制対象としない
- アクワイアラーに対し登録制を導入
- 決済代行業者(以下、PSP)に係る任意登録制を導入
- 登録を受けた者が介在する取引に係る特例など

小委員会は、マンスリークリアを規制対象としないとする判断の根拠として、主に次の2点を指摘しています。

- (1)消費者トラブルの多くが加盟店で発生しており、その責任が国際カードの四者間取引ではアクワイアラーにあること。さらに現在の国際クレジットカードの利用環境が、四者間取引中心となってきたこと
- (2)そもそもマンスリークリア方式は分割払いに比べトラブルの誘引性が低いこと。それを裏付ける数値として、苦情処理の件数は分割払いに比べマンスリークリア方式が多いと指摘されたが、全体の取引件数に対する苦情件数の割合で見れば、マンスリークリア方式は極めて少ないこと

しかし、これらによってイシューアに責任がなくなった、ということではありません。イシューアに対しては、今後アクワイアラーと積極的に情報共有するなどして連携を強め、消費者の苦情処理等に対応する体制を強化すべきだとも

指摘されています。イシューアとアクワイアラー間で行われている伝票請求やチャージバック手続きもその一環ですが、加盟店情報や消費者トラブル情報の統合や、横断的に閲覧できるしくみの必要性なども指摘されています。

アクワイアラー、PSPの登録制度

国際決済ブランドのルールはアクワイアラーに加盟店管理を求めています。しかし実際には不良加盟店が存在し消費者問題が発生していることから、その実効性が問われています。さらに日本ではアクワイアラーやPSPが加盟店管理義務を怠ったとしても、取り締まる法律がありませんでした。

先にも述べたとおり、アクワイアラーに対し登録制度が導入されます。登録に当たり、国内に営業所を有することや、加盟店調査を行う体制などが条件となっています。

PSPに対しては任意登録制が導入されます。PSPの任意登録に当たりアクワイアラーに準じた条件が設定されます。また、これに併せて登録を受けたPSPのみと契約するアクワイアラーには加盟店調査を行う体制や登録の条件などが一部軽減される、という特例が設けられます。登録を受けた事業者に対しては行政規制が適用され、行政調査権や行政処分規定が設けられます。

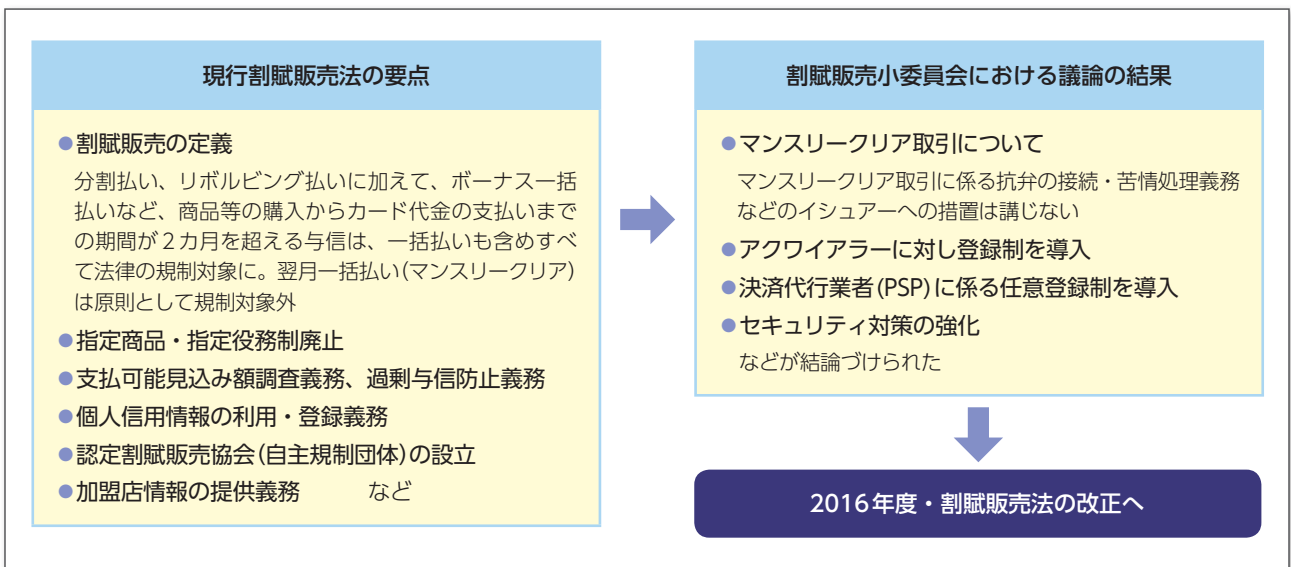


図1 現行割賦販売法と改正に向けた議論

資金決済法

資金決済法は、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者のうち、前払式支払手段の提供事業者(前払式支払手段発行者)、および資金移動業者を対象とする法律です。1989年に施行された「前払式証票の規制等に関する法律」で対象とされたギフト券や電子マネーなどに加え、サーバ型電子マネーなどにも対象を広げ、さらに銀行以外の事業者に資金移動業を認める条項(資金移動業として登録)を加えて2010年4月1日に施行されました(図2)。

資金決済法の概要

資金決済法では、前払式支払手段と資金移動業のそれぞれについて次のような項目を規定しています。

● 前払式支払手段

- 消費者にとって分かりやすい表示、提情報供義務
- 発行廃止に伴う発行者の払戻し義務
- 発行保証金の供託等の義務、など

● 資金移動業

- 銀行による為替取引との区別(誤認防止)
- 履行保証金の供託等
- 情報提供義務
- 受取証書交付義務、など

前払式支払手段と資金移動業で共通する項目

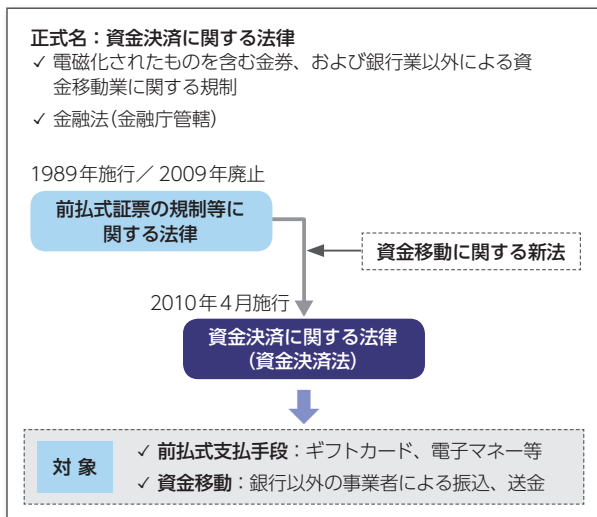


図2 資金決済に関する法律(資金決済法)

は、提供事業者の資金供託義務です。前払式支払手段は発行保証金として発行額の未使用残高の50%以上、資金移動業は送金額の100%以上の供託が義務づけられています。

資金決済法に関する注意事項

前払式支払手段に関して注意事項が2点あります。1つは証票の発行や利用に際して利用者の本人確認が義務づけられていないことです。ギフト券などは進物に用いられるため、利用者の特定を義務づけると本来の意味がなくなってしまうからですが、サーバ型電子マネーなどの多くは購入した本人の利用を想定しています。しかし、本人確認が義務づけられていないことから販売時に利用者の確認を行わず、前払式支払手段の証票は無記名のものがほとんどです。コンビニで簡単に購入できることも手伝って、プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者が後を絶たず、被害を増やしています。

次に、前払式支払手段は発行者がサービスをやめる場合を除き、原則として利用者(保有者)に対する払戻しが禁止されています。そのため、利用者がプリペイドカードの払戻しを求めても、発行者が応じないことがあります。ただし、資金決済法は金額が少額の場合や、利用者のやむを得ない事情で証票を利用できなくなった場合については、例外として払戻しを認めています。

これに対し、資金移動業は銀行や貸金業に並び「犯罪による収益移転防止に関する法律」が定める特定事業者に当たるため、取引時の本人確認や、疑わしい取引の届け出等が義務づけられています。そのため、PayPal、LINE Payなどでは、利用開始時(アカウント登録の際など)に運転免許証のコピーなどによる本人確認を行っています。さらに、マイナンバー法の施行に伴い資金移動業は2016年1月1日以降、登録時にマイナンバーの確認が義務づけられました。資金移動業による送金サービスを利用する場合、利用者は運転免許証などによる本人確認書類に加え、マイナンバーの提示が必要になりました。